

平成 2 3 年 度
酒々井町水道水質検査計画

酒々井町上下水道課

酒々井町水道水質検査計画

1. 基本方針

町民の皆様が安心して飲んでいただける水道水を供給するために、水源の状況に応じ適切な水質検査を実施するとともに、集積した検査結果に基づき検査頻度等について見直すものとします。

安全な水道水を供給していることをご理解いただくため、水質検査計画を作成するとともに、その結果を公表いたします。

2. 水道事業の概要

当町の水道事業の概要は次のとおりです。

給水区域	酒々井町酒々井、上岩橋、上本佐倉、本佐倉、下台、中川、柏木、下岩橋、伊篠の一部、伊篠新田、今倉新田の一部、尾上、飯積、墨、馬橋、東酒々井1丁目、東酒々井2丁目、東酒々井3丁目、東酒々井4丁目、東酒々井5丁目、東酒々井6丁目、上本佐倉1丁目、中央台1丁目、中央台2丁目、中央台3丁目、中央台4丁目、ふじき野1丁目、ふじき野2丁目及びふじき野3丁目
水源の名称及び水源の種類	地下水（町内深井戸10井）及び浄水受水
浄水場の名称	酒々井町 尾上浄水場
浄水方法	塩素処理、除鉄・除マンガン処理
受水	印旛郡市広域市町村圏事務組合からの受水 （浄水場：千葉県水道局柏井浄水場）

3. 原水の水質状況

当町の水源は、町内10井（深井戸）からの取水と、印旛郡市広域市町村圏事務組合（印旛広域水道用水供給事業）からの受水となっております。取水井10井からの水質については今まで特に異常は認められません。

また、印旛郡市広域市町村圏事務組合から受水している水道用水は、千葉県水道局柏井浄水場から送られてきております。水質については、千葉県水道局で安全を確認する検査を行なっているほか、印旛郡市広域市町村圏事務組合でも当町の浄水場に流入する地点で定期的に検査を行っております。詳細につきましては、千葉県水道局及び印旛郡市広域市町村圏事務組合の水質検査計画を参照してください。

4. 給水栓（浄水）の水質状況

尾上浄水場から町内に配水している浄水に関する水質検査結果は、平成22年度について異常は認められませんでした。

各検査項目の詳細な分析結果につきましては町ホームページに掲載しておりますので、参照してください。

5. 水質検査を行う地点、項目及び頻度

水道により供給される水の性質は取水方法、取水地域の土質や周辺の環境、それらに影響される原水の質及び浄水方法等によって大きく変動するという実態を考慮する必要があります。水道法施行規則第15条第3項八では水質検査等の実施頻度について、過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況並びに「水道施設の技術的基準を定める省令」への適合性を勘案し、全部又は一部の検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合省略でき、おおむね3年に1度の検査実施が可能であるとしています。

そこで当町では、水質検査を行う地点や項目並びに頻度について、過去の検査結果及び原水並びに水源及びその周辺の状況を踏まえて、下記のとおり実施しました。

平成18年度までの検査結果から平成19年度～平成21年度については、基準項目のうち法令で認められるものについて、検査を省略しました。平成22年度は省略したのものについて検査を行い、当年度につきましては再度見直しを加えて計画を策定しました。

詳細につきましては別紙予定表を参照してください。

また、自主的に実施するものとして水質管理目標設定項目を、原水及び浄水について各年1回、農薬類及びダイオキシン類を同様に年1回、原水についてアンモニア性窒素を年1回、クリプトスポリジウム・ジアルジアを年1回ずつ、嫌気性芽胞菌（ウォルシュ菌）数を原水について年12回検査実施します。

当年度検査を省略する項目

カドミウム及びその化合物(原水及び浄水)

水銀及びその化合物(原水及び浄水)

セレン及びその化合物(原水及び浄水)

鉛及びその化合物(原水及び浄水、くじら公園を除く)

ヒ素及びその化合物(原水及び浄水)

六価クロム化合物(原水及び浄水)

亜鉛及びその化合物(浄水)

陰イオン界面活性剤(浄水)

非イオン界面活性剤(浄水)

注：くじら公園について検査を実施する項目は別表を参照してください。

各項目検査方針

酒々井町では、平成22年度までの各年度において、水道水質検査計画に基づき水質検査を実施してきました。平成23年度についても、検査項目の改正等を踏まえ以下の検査を実施することとしました。

なお、下記の表記中の原水とは「浄水場原水栓」を、浄水とは「上本佐倉集会所」、「下岩橋消防機庫」、「中之尾余南公園」、「伊篠新田コミュニティセンター」及び「くじら公園」を示し、各採水地点とは上述の原水1地点、浄水5地点を示します。

一般細菌、大腸菌については各採水地点で年12回の検査を実施します。

カドミウム及びその化合物などの重金属項目については、一部の項目について原水で年1回若しくは4回実施、浄水（上本佐倉集会所）において年1回実施します。くじら公園については、県の指導により鉛及びその化合物の検査を毎月実施します。

硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素については、原水及び浄水（くじら公園を除く）で年1回実施します。

シアン化物イオン及び塩化イオンについては、原水で年1回実施します。浄水（くじら公園を除く）では検査を年4回実施します。フェノール類については原水で年1回、浄水（くじら公園を除く）で年1回、浄水（くじら公園）で年12回の検査を実施します。

四塩化炭素等揮発性有機物については、原水で年1回、浄水（くじら公園を除く）で年1回実施します。

臭素酸については、原水で年1回、浄水（くじら公園を除く）で年4回の検査を実施します。

クロロ酢酸等消毒副生成物については、原水で年1回、浄水（くじら公園を除く）で年4回の検査を実施します。

1,4ジオキサンについては、浄水（くじら公園を除く）で年4回実施します。

アルミニウム及びその化合物については、原水で年1回、浄水（くじら公園を除く）で年1回及び浄水（くじら公園）で年12回の検査を実施します。

塩化物イオンは各採水地点で年12回の検査を実施します。

マンガン及びその化合物及び鉄及びその化合物等については、原水で年4回、浄水（くじら公園を除く）で年1回実施します。また浄水（くじら公園を除く）については年12回実施します。硬度については、原水においては年1回、浄水（くじら公園）でも年12回その他浄水採水地点においても年4回の検査を実施します。

蒸発残留物については、原水において年1回の検査実施の他、くじら公園を除く浄水各採水地点で年1回及び浄水（くじら公園）において年12回の検査を実施します。

陰イオン界面活性剤、非イオン界面活性剤については、原水で年1回実施します。

ジェオスミン及び2-メチルイソボルネオール等かび臭の原因物質については印旛郡市広域市町村県事務組合から受水していることから、原水で年1回実施します。

TOC及びpH、濁度、色度等については、各採水地点で毎月検査を実施します。ホウ素及びその化合物については、原水及び浄水（上本佐倉集会所）で年1回実施します。

基準項目である塩素酸については、原水で年1回、浄水（くじら公園を除く）で年4回検査を実施します。

なお、水質管理目標設定項目である亜塩素酸、二酸化塩素については、二酸化塩素を使用していないため、実施いたしません。

水質管理目標設定項目は、基準項目に属するものは浄水（上本佐倉集会所）で年1回、項目1～項目9及び項目20～項目21、項目29については原水において年1回、項目13～項目14及び項目16、項目19、項目22～項目23、項目27～項目28については浄水（上本佐倉集会所）で年1回の検査を実施します。

農薬類については「2003年菜園物語施肥防除基準例及び水稻病害虫・雑草防除の方法」（全農千葉）に掲げる農薬の中で水質管理目標設定項目の「農薬類」に該当する41項目について原水及び浄水（上本佐倉集会所）で年1回の検査を実施します。

アンモニア性窒素は、原水で年4回の検査を実施します。

ダイオキシン類については原水及び浄水（上本佐倉集会所）で年1回の検査を実施します。

- ②1 県の指導により、クリプトスポリジウム及びジアルジアについては、原水で年1回、嫌気性芽胞菌（ウォルシュ菌）数については、原水で年12回検査を実施します。

上記の他に毎日検査及び毎週検査を実施します。

[毎日検査]

尾上浄水場内の給水栓にて、水温・色・濁り・pH・残留塩素等の項目について1日5回、浄水処理過程（ろ過水等）においても1日1回検査を実施します。

また、末端給水栓にて色度、濁度、残留塩素濃度の3項目検査を実施します。

[毎週検査]

毎週1回、配水管末端給水栓の上本佐倉集会所、下岩橋消防機庫、中之尾余南公園、伊篠新田コミュニティセンター、くじら公園及び尾上浄水場内で水温・水圧・残留塩素・pH・臭気・味・色度・濁度の検査と、第1・2・3・4・5・6・7・8・9・10号取水井で水温・pH・臭気・味・色度・濁度の検査を実施します。

6. 臨時検査

採水、導水及び浄水処理等に問題が生じた場合、該当する物質について適宜検査を行います。

配給水管、給水装置等において、水質異常が生じた場合、速やかに対応いたします。臨時検査は次の場合に実施いたします。

水源における水質事故の影響を受けたとき。

浄水処理に異常が生じた時。

給水栓における検査で水質に異常が認められたとき。

原水の水質が急激に変化したとき。

その他、必要と認められるとき。

7. 水質検査計画及び検査結果の公表

1. 水質検査計画等は町ホームページで公表いたします。
2. 検査結果を公表した後、意見等を聞き、次年度の水質検査計画作成に役立てます。
3. 当町における水質検査は、水道法第20条に基づく登録検査機関に全委託をしております。これは検査態勢の問題及び専門機関による高い精度での問題発見を目的としているためです。また、土・日・祝日などを除く毎日の水質検査においては上下水道課職員が町内の給水栓について検査を実施しております。
4. 本検査計画は、千葉県と協議して決定いたします。また、千葉県からは県内取水場の存在する湖沼河川に関する水質情報を定期的に提供を受けております。

さらに当町において受水している印旛広域市町村圏事務組合水道企業部からも水質情報を受けております。

別表 平成23年度 水質検査実施計画地点、項目及び頻度

(表中の数字は平成23年度における検査回数を表します。)

(1) 基準項目

項目番号	検査方針	採水地点 検査項目	原水	浄水				
			浄水場 原水栓	上本佐倉 集会所	下岩橋 消防機庫	中之尾余 南公園	伊籾新田 コミュニ ティセン ター	くじら 公園
1		一般細菌	12	12	12	12	12	12
2		大腸菌	12	12	12	12	12	12
3		カドミウム及びその化合物						
4		水銀及びその化合物						
5		セレン及びその化合物						
6		鉛及びその化合物						12
7		ヒ素及びその化合物						
8		六価クロム化合物						
9		シアン化物イオン及び塩化シアン	1	4	4	4	4	
10		硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1	1	1	1	1	
11		フッ素及びその化合物	1	1	1	1	1	
12		ホウ素及びその化合物	1	1				
13		四塩化炭素	1	1	1	1	1	
14		1,4-ジオキサン		1	1	1	1	
15		シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1	1	1	1	1	
16		ジクロロメタン	1	1	1	1	1	
17		テトラクロロエチレン	1	1	1	1	1	
18		トリクロロエチレン	1	1	1	1	1	
19		ベンゼン	1	1	1	1	1	
20		塩素酸	1	4	4	4	4	
21		クロロ酢酸	1	4	4	4	4	
22		クロロホルム	1	4	4	4	4	
23		ジクロロ酢酸	1	4	4	4	4	
24		ジブロモクロロメタン	1	4	4	4	4	
25		臭素酸	1	4	4	4	4	
26		総トリハロメタン	1	4	4	4	4	
27		トリクロロ酢酸	1	4	4	4	4	
28		ブロモジクロロメタン	1	4	4	4	4	
29		ブロモホルム	1	4	4	4	4	

基準項目(前頁より続く)

項目 番号	検査 方針	採水地点 検査項目	原水	浄水				
			浄水場 原水栓	上本佐倉 集会所	下岩橋 消防機庫	中之尾余 南公園	伊籾新田 コミュニ ティセン ター	くじら 公園
30		ホルムアルデヒド	1	4	4	4	4	
31		亜鉛及びその化合物	1					
32		アルミニウム及びその化合物	1	1	1	1	1	12
33		鉄及びその化合物	4	1	1	1	1	12
34		銅及びその化合物		1				
35		ナトリウム及びその化合物		1				
36		マンガン及びその化合物	4	1	1	1	1	12
37		塩化物イオン	12	12	12	12	12	12
38		カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1	4	4	4	4	12
39		蒸発残留物	1	1	1	1	1	12
40		陰イオン界面活性剤	1					
41		ジェオスミン	1					
42		2-メチルイソボルネオ - ル	1					
43		非イオン界面活性剤	1					
44		フェノール類	1	1	1	1	1	12
45		有機物等(全有機炭素(TOC)の量)	12	12	12	12	12	12
46		pH値	12	12	12	12	12	12
47		味	12	12	12	12	12	12
48		臭気	12	12	12	12	12	12
49		色度	12	12	12	12	12	12
50		濁度	12	12	12	12	12	12

(2)水質管理目標設定項目

項目 番号	検 査 方 針	採水地点 検査項目	原 水	浄 水				
			浄水場 原水栓	上本佐倉 集会所	下岩橋 消防機庫	中之尾余 南公園	伊籬新田 コミュニ ティセン ター	くじら 公園
1		アンチモン及びその化合物	1					
2		ウラン及びその化合物	1					
3		ニッケル及びその化合物	1					
4		亜硝酸態窒素	1					
5		1,2-ジクロロエタン	1					
8		トルエン	1					
9		フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	1					
13		ジクロロアセトニトリル		1				
14		抱水クロラール		1				
15		農薬類	(3) 農 薬 類 参 照					
16		残留塩素		1				
17		カルシウム、マグネシウム等(硬度)		1				
18		マンガン及びその化合物		1				
19		遊離炭酸		1				
20		1,1,1-トリクロロエタン	1					
21		メチル-t-ブチルエーテル(MTBE)	1					
22		有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)		1				
23		臭気強度(TON)		1				
24		蒸発残留物		1				
25		濁度		1				
26		pH値		1				
27		腐食性(ランゲリア指数)		1				
28		従属栄養細菌		1				
29		1,1-ジクロロエチレン	1					
30		アルミニウム及びその化合物		1				

(3) 農薬類

項目 番号	検査 方針	採水地点 検査項目	原水	浄水				
			浄水場 原水栓	上本佐倉 集会所	下岩橋 消防機庫	中之尾余 南公園	伊籬新田 コミュニ ティセン ター	くじら 公園
1		チウラム	1	1				
3		チオベンカルブ	1	1				
6		ダイアジノン	1	1				
7		フェニトロチオン (MEP)	1	1				
9		クロロタロニル (TPN)	1	1				
11		ジクロロボス (DDVP)	1	1				
12		フェノブカルブ (BPMC)	1	1				
17		ベンタゾン	1	1				
21		アセフェート	1	1				
26		イプロジオン	1	1				
28		オキシ銅	1	1				
29		キャプタン	1	1				
31		トルクロホスメチル	1	1				
32		フルトラニル	1	1				
34		メタラキシル	1	1				
35		メプロニル	1	1				
36		アシュラム	1	1				
41		ブタミホス	1	1				
44		ペンディメタリン	1	1				
51		フサライド	1	1				
53		プレチラクロール	1	1				
61		プロシミドン	1	1				
63		アトラジン	1	1				
67		ジクワット	1	1				
70		エトフェンプロックス	1	1				
72		グリホサート	1	1				
74		メソミル	1	1				
75		ベノミル	1	1				
76		ベンフラカルブ	1	1				
77		シメトリン	1	1				
79		フェントエート (PAP)	1	1				
82		プロベナゾール	1	1				
83		エスプロカルブ	1	1				

農薬類（前頁より続く）

項目番号	検査方針	採水地点 検査項目	原水	浄水				
			浄水場 原水栓	上本佐倉 集会所	下岩橋 消防機庫	中之尾余 南公園	伊籾新田 コミュニ ティセン ター	くじら 公園
84		ダイムロン	1	1				
86		ベンスルフロンメチル	1	1				
90		アゾキシストロビン	1	1				
91		イミノクタジン酢酸塩	1	1				
92		ホセチル	1	1				
96		チオジカルブ	1	1				
100		トリフルラリン	1	1				
101		カフェンストロール	1	1				

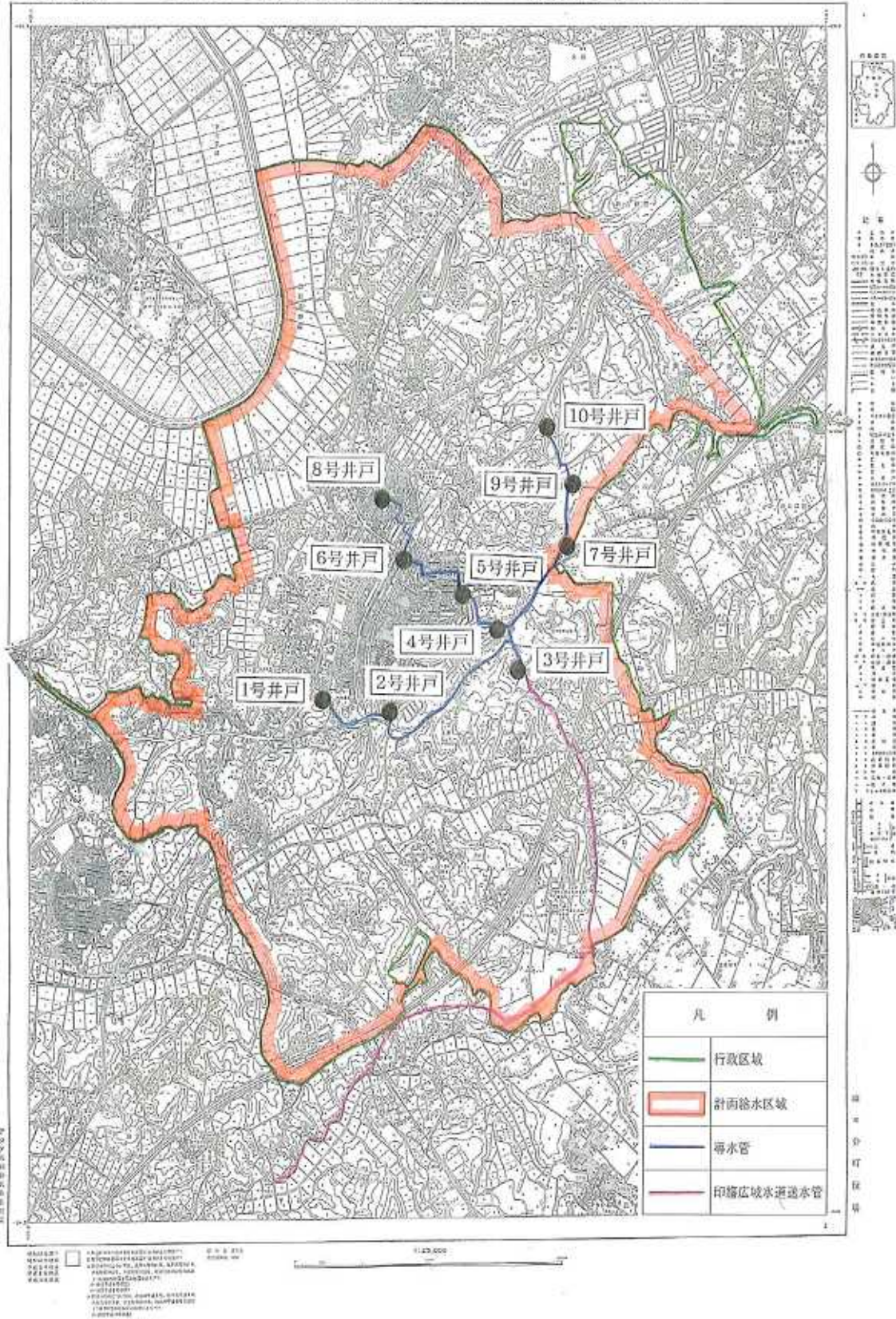
（水質検査を実施する農薬類 41 項目については、「2003 年菜園物語施肥防除基準例及び水稲病害虫・雑草防除の方法」（全農千葉）に掲げる農薬の中で水質管理目標設定項目の「農薬類」に該当する項目である。）

(4)その他の項目

項目番号	検査方針	採水地点 検査項目	原水	浄水				
			浄水場 原水栓	上本佐倉 集会所	下岩橋 消防機庫	中之尾余 南公園	伊籾新田 コミュニ ティセン ター	くじら 公園
		アンモニア性窒素	4					
	②①	クリプトスポリジウム	1					
	②①	ジアルジア	1					
	②①	嫌気性芽胞菌数	12					
		ダイオキシン類	1	1				

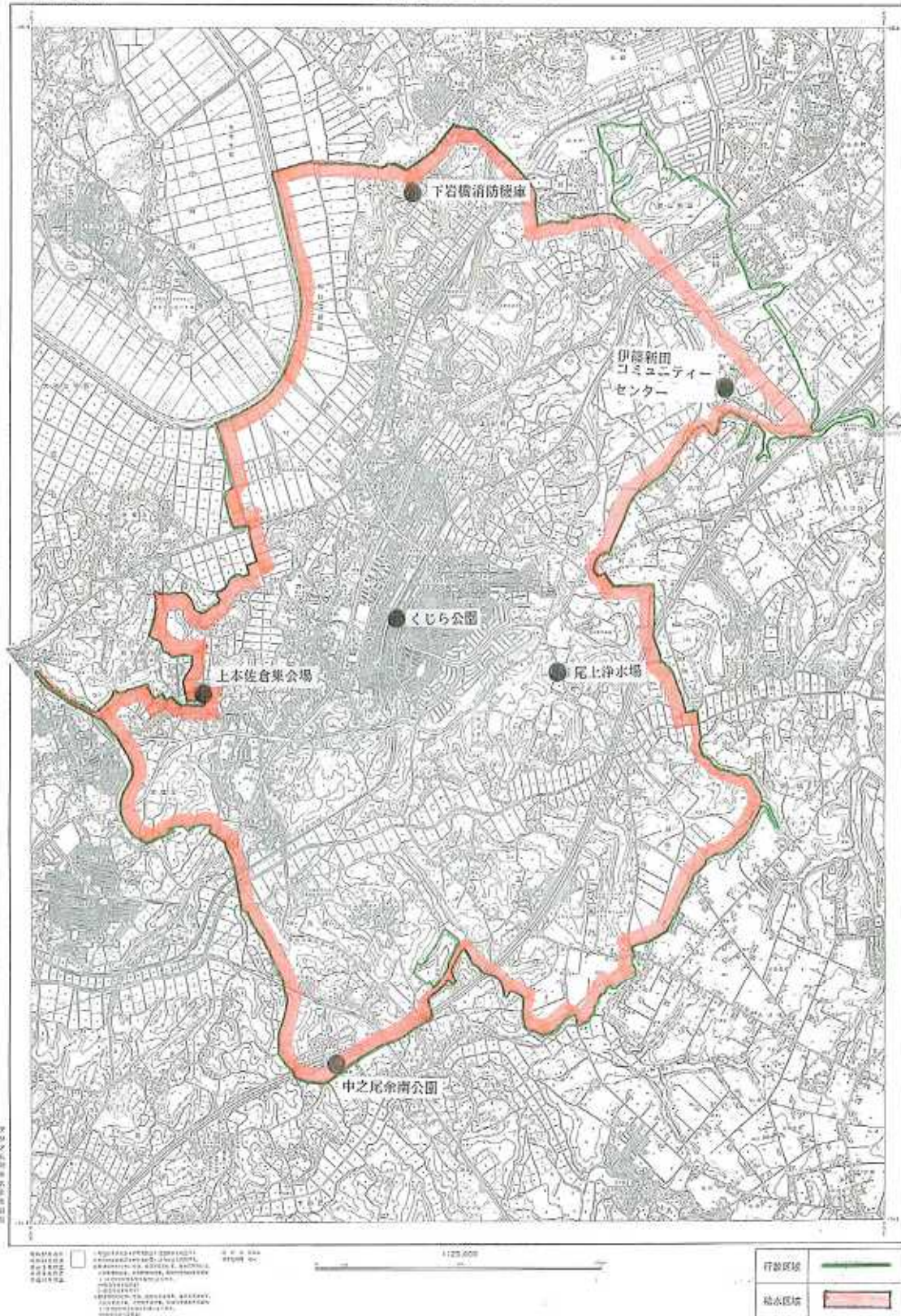
1:25,000

酒々井町水道施設概要図(井戸・導水管・送水管)



各給水栓位置図

1 : 25,000



平成23年度水質検査実施予定表

	全項目 (50項目)※1	必須項目 (9項目)※2	省略不可 細項目※3 (21項目)	硬 質 汚 染 物	鉄・マ ンガン	鉛・ア ルミニ ウム	水質管理目標設定 項目(※4)		アンモニア性 窒素	クリプトスポ リジウム・ジ アルジア	嫌気性 芽胞菌数	ダイオキシン類	備 考
							(10項目)	(14項目)					
H23.04	尾、上、下、 中、伊、く			く	く	く					尾		
H23.05	尾、く		上、下、中、 伊	く	尾、く	く			尾		尾		
H23.06	尾、上、下、 中、伊、く			く	く	く					尾		
H23.07	尾、上、下、 中、伊、く			く	く	く					尾		
H23.08	尾、上、下、 中、伊			く	く	く	尾	上	尾	尾	尾、上		
H23.09	尾、上、下、 中、伊、く			く	く	く					尾		
H23.10	尾、上、下、 中、伊、く			く	く	く					尾		
H23.11	尾、く		上、下、中、 伊	く	尾、く	く			尾		尾		
H23.12	尾、上、下、 中、伊、く			く	く	く					尾		
H24.01	尾、上、下、 中、伊、く			く	く	く					尾		
H24.02	尾、く		上、下、中、 伊	く	尾、く	く			尾		尾		
H24.03	尾、上、下、 中、伊、く			く	く	く					尾		
計(検体数)	5	55	12	24	15	24	1	1	2	4	2	12	2
合計(項目数)	195	495	252	24	15	12	10	14	82	4	12	2	2

【原水採水地点】

尾＝尾上浄水場原水栓

【浄水採水地点】

上＝上本佐倉集会所、下＝下岩橋消防機庫、中＝中之尾倉南公園、伊＝伊織新田コミニティーセンター、く＝くじら公園

※1 省令に基づく基準項目(本年度は省略可能項目を除いた39項目)で実施

※2 全項目の内必須9項目(一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物(全有機炭素(TOC)の量)、pH値、味、臭気、色度、濁度)

※3 省略不可項目(全項目の内省略不可21項目)

一般細菌、大腸菌、シアン化物イオン及び強化シアン、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジプロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、プロモジクロロメタン、プロモホルム、ホルムアルデヒド、

※4 水質管理目標設定項目(農薬類は別掲)

10項目(原水)

アンチモン及びその化合物、ウラン及びその化合物、ニッケル及びその化合物、亜硝酸態窒素、1,2-ジクロロエタン、トルエン、フタル酸(2-エチルヘキシル)、1,1,1-トリクロロエタン、メチルテ

ブチルエーテル(MTBE)、1,1-ジクロロエチレン

14項目(浄水)

ジクロロアセトトリル、秋水クロラール、残留塩素、カルシウム・マグネシウム等(硬度)、マンガン及びその化合物、遊離炭酸、有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)、臭気強度(TON)、

蒸発残留物、濁度、pH値、腐食性(ランゲリア指数)、従属栄養細菌、アルミニウム及びその化合物

